

委 託 契 約 書

業務の名称 令和7年度福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校バドミントン部大会遠征支援業務
契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
契約期間 契約日から令和8年3月31日まで
契約保証金 金 円 (又は財務規則第229条第1項〇号により免除)

上記の業務について、発注者 福島県 (以下「発注者」という。)と受注者〇〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の契約金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

(受注者の善管注意義務)

第2条 受注者は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければならない。

(誠実履行の原則)

第3条 受注者が業務を履行するに際し、発注者の指示に従うことは勿論、発注者も受注者と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(業務実施報告書)

第4条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書により発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

3 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、発注者と受注者が協議して当該補正を行うものとする。この場合、受注者は遅延無く当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

4 受注者は、前項の規定により命じられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届を提出し、確認を受けなければならない。この再確認の期日については、第1項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第5条 受注者は、前条第2項及び第4項の規定により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(損害負担)

第6条 業務の実施に関し、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために生じた経費は、受注者の負担とする。

(委託者の免責事項)

第7条 受注者の業務従事者の業務施行上における身体上の事故については、発注者は一切その責任を負わないものとする。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他受注者の責めに帰することができない事由により、期限内に受託業務を完了させることができないときは、受注者は、発注者に対し、速やかにその事由を詳記した書面により、履行期限の延長又は契約の一部変更、若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、発注者がその事由を相当と認めるときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第9条 受注者は、その責めに帰する事由により履行期限内に業務を完了する見込みがないときは、その事由を付した書面により、発注者に履行期限の延長を申し出なければならない。この場合、発注者は、期限後相当の期日内に履行できる見込みがあると認められるときは、遅延利息を徴収することを条件に履行期限の延長を認めることができるものとする。

2 前項の場合において、発注者は、期限後相当の日数に応じて、履行未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（その金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収することができるものとする。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者が正当な理由により解除を申し出たとき。
- 二 受注者が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 受注者又はその代理人若しくは担当職員等に不正の行為があったとき。
- 四 受注者がこの契約に違反したとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると

き。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして
いると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ
るとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当するこ
とを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方と
していた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除
を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

六 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会
的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第
4号各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解
除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に
損害を及ぼしたときは、発注者が算出する損害額を受注者は発注者に納付しなければなら
ない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場
合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の
債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75
号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律
第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律
第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行
期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者
は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から
解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額
又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に
納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠
償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければなら
ない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の

規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、発注者はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（契約の変更）

- 第13条 発注者は、必要があるときには、委託業務の内容を変更し、または一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
 - 3 業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受注者の負担とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第14条 受注者は、この契約によって生じる一切の権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委託し、又は担保に供してはならない。

（遅延利息等の相殺）

- 第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金または賠償金として、発注者が受注者から徴収すべき金額があるときは、発注者はこれを契約代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができるものとする。
- 2 発注者は、この契約に基づき発注者が受注者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権について、その保全上必要があるときは、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
 - 3 発注者は、受注者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、または調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（秘密の保持）

- 第16条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第17条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住所 福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3
氏名 福島県
福島県立ふたば未来学園高等学校長 對馬 俊晴

受注者 住所
氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。